

特定資格取得型

熱海市育英事業（奨学金）のお申込みをされる皆様へ

熱海市教育委員会学校教育課

提出書類については、「募集要項」及び「貸与申請書記載例」をよくご覧のうえ、出願期間内にご本人又は保護者が学校教育課窓口にご提出ください。

なお、応募に基づき熱海市奨学選考委員会による審査の結果、奨学生として採用された場合、令和7年4月から貸与開始となり、進学校の正規修業期間内に年3回の奨学金貸与が行われます。

貸与した奨学金は、原則その学校を卒業した日の翌月から返還を開始といたします。

修学期間ごとの貸与金額による返還額は下記のとおりですので、無理のない返還が行えるよう、貸与金額を決める際の参考としてください。

記

返還額の目安（返還期間：貸与期間の2倍の期間）

修学年数	入学一時金 ※上限額	貸与月額 ※上限額	貸与総額 ※正規修業期間	返還額		返還年数
				半年賦 (半年ごとの返還額)	年賦 (1年ごとの返還額)	
4年	500,000円	45,000円	2,660,000円	166,250円	332,500円	8年間
	なし	45,000円	2,160,000円	135,000円	270,000円	
3年	500,000円	45,000円	2,120,000円	※ ¹ 176,660円 176,740円	※ ¹ 353,330円 353,350円	6年間
	なし	45,000円	1,620,000円	135,000円	270,000円	
2年	500,000円	45,000円	1,580,000円	158,000円	316,000円	※ ² 5年間
	なし	45,000円	1,080,000円	108,000円	216,000円	

※¹ 10円未満の端数が生じた場合は、それらの端数金額は全て最後の返還期日に返還を行うこと。

※² 貸与期間が2年以下の場合は、5年間とする。

ただし、熱海市内の幼稚園、認定こども園もしくは保育所において、幼稚園教諭、保育教諭もしくは保育士として従事する間、または、熱海市内の医療施設において保健師もしくは看護師として従事する間は、当該期間に係る返還金の返還を免除することができる。（ただし、行政保健師及び行政看護師は除く。）

貸与返還型

熱海市育英事業（奨学金）のお申込みをされる皆様へ

熱海市教育委員会学校教育課

提出書類については、「募集要項」及び「貸与申請書記載例」をよくご覧のうえ、出願期間内にご本人又は保護者が学校教育課窓口にご提出ください。

なお、応募に基づき熱海市奨学選考委員会による審査の結果、奨学生として採用された場合、令和7年4月から貸与開始となり、進学校の正規修業期間内に年3回の奨学金貸与が行われます。

貸与した奨学金は、原則その学校を卒業の日から1年を経過した日の翌日から起算し、定められた期間で全額を返還していただくこととなります。

修学期間ごとの貸与金額による返還額は下記のとおりですので、無理のない返還が行えるよう、貸与金額を決める際の参考としてください。

記

返還額の目安（返還期間：貸与期間の2倍の期間）

学校種別	入学一時金 ※上限額	貸与月額 ※上限額	貸与総額 ※正規修業期間	返還額		返還年数
				半年賦 ※半年ごとの 返還額	年賦 ※1年ごとの 返還額	
大 学 (4年の場合)	500,000 円	45,000 円	2,660,000 円	166,250 円	332,500 円	8 年間
	なし	45,000 円	2,160,000 円	135,000 円	270,000 円	
大 学 (2年の場合) ・ 短期大学	500,000 円	45,000 円	1,580,000 円	158,000 円	316,000 円	※5 年間
	なし	45,000 円	1,080,000 円	108,000 円	216,000 円	
高等専門 学校	150,000 円	20,000 円	1,350,000 円	67,500 円	135,000 円	10 年間
	なし	20,000 円	1,200,000 円	60,000 円	120,000 円	
高等学校	150,000 円	10,000 円	510,000 円	42,500 円	85,000 円	6 年間
	なし	10,000 円	360,000 円	30,000 円	60,000 円	

※貸与期間が2年以下の場合は、5年間とする。